

35人以下学級早期実現、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書(案)

本年度の政府予算において、小学校1年生の35人以下学級を実現するために必要な義務標準法の改正法が成立した。これは、30年ぶりの学級編制標準の引き下げである。今回の義務標準法改正条文の附則には、小学校の2年生から中学校3年生までの学級編制標準を順次改定する検討と法制上を含めた措置を講ずること等が明記されたが、今後35人以下学級の着実な実行が重要である。

一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げるとともに教員一人あたりの児童・生徒数を引き下げる必要がある。新しい学習指導要領が本格的に始まって授業時数や指導内容が増加するなか、暴力行為や不登校、いじめ等生徒指導面の課題が深刻化し、障害のある子どもや虐待を受けた児童生徒、国語指導など特別な支援を必要とする子どもが近年顕著に増えているが、子どもたちがその生育条件にかかわらず、機会均等に一定水準の教育を受けられることが重要である。

我が国のGDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国(28カ国)の中で最下位となっており、3分の1に引き下げられた義務教育費国庫負担制度の国負担割合は、自治体財政を圧迫している。

我が県の将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要である。未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要がある。

よって、平成24年度政府の予算編成において下記事項の実現を強く要望する。

記

1 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD加盟国並みのゆたかな教育環境を整備するため、35人以下学級とすること。

2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に還元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月28日

様

和歌山県議会議長 新島 雄

(提出者)

中村 裕一

長坂 隆司

雑賀 光夫

角田 秀樹

山下 大輔

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

内閣官房長官